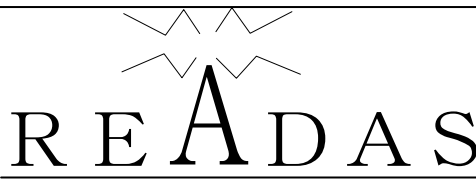


第 4667 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2013年)平成25年 2月13日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 役員の方掌変更に伴う給与

**Q**：役員が常勤から非常勤になったような場合、退職していないのに退職したものととして、支給した退職金が損金にできるそうですが、どのようになっているのですか？

**A**：次のような場合に支給される給与は、退職給与として取り扱うことができることになっています。

### 【解説】

法人税では、法人が役員の方掌変更又は改選による再任等に際し、その役員に退職給与として支給した給与については、その支給が、例えば次ような事実があったことによるものであるなど、その方掌変更等によりその役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められることによるものである場合には、これを退職給与として取り扱うことができることとなっています。

- ①常勤役員が非常勤役員（常時勤務していないものであっても代表権を有する者及び代表権は有しないが実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く）になったこと。
- ②取締役が監査役（監査役でありながら実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者及びその法人の株主等一定の要件の全てを満たしている者を除く）になったこと。
- ③方掌変更等の後におけるその役員の給与が激減（おおむね50%以上の減少）したこと。

